

台東区マンション計画修繕調査費助成制度のご案内

1 制度の概要

区内のマンションの大規模修繕の計画的な実施や長期修繕計画作成のために、共用部分の建物(配線等電気関係を含む)及び給排水の調査を実施する際、調査費の一部を助成するものです。調査前の申請が必要です。ただし、予算の範囲内の助成ですので、年度途中で受付を終了する場合があります。

2 助成対象費

共用部分の建物調査費(電気関係含む)及び給排水調査費

※住宅部分にかかる費用が対象です。長期修繕計画作成費用は、調査に関する業務の中に含まれている場合は助成対象となります(単独では対象となりません)。

3 助成金額

算出方法 ……助成算定金額の(1)、(2)、又は助成限度額のいずれか少ない額を助成金額とする。

(1) 助成算定金額＝調査費×住宅専用面積／(住宅以外の専用面積＋住宅専用面積)×1／3

(2) 助成算定金額＝調査費×住戸数／全戸数×1／3

※調査費は消費税を除く。助成算定金額は千円未満を切り捨てた金額となります。

○助成限度額

調査項目	住宅戸数	助成限度額
建物調査	50戸以下	30万円
	51戸～100戸	44万円
	101戸以上	67万円
給排水調査	100戸以下	19万円
	101戸以上	29万円

4 助成対象者

①分譲マンションの管理組合

②賃貸マンションを所有する個人又は法人(社宅、寮及び公的住宅は除く。)

5 申込資格(交付申請が2月末日までに提出可能なもの。難しい場合はご相談ください)

(分譲マンション)

①管理規約が整備され、管理組合が適正に運営されている。

②調査の実施及び経費について総会又は臨時総会で決議されている。

③過去10年以内に本制度の同じ調査項目の助成を受けていない。

④「台東区マンション管理組合登録制度」に登録している、又は登録すること。

(賃貸マンション)

①賃貸マンションが、申込者の所有であることが確認できる。

②所有者が住民税または法人税を滞納していない。

③過去10年以内に本制度の同じ調査項目の助成を受けていない。

6 申請書式 台東区ホームページの下記ページから申請書式がダウンロードできます。

トップページ>まちづくり・住宅・環境>住まい・建築・区施設整備>住まい>
マンション施策>マンション計画修繕調査費助成

7 その他 助成後、住宅課からの調査等にご協力ください。

8 問い合わせ先 台東区住宅課マンション施策担当(区役所5階⑩)電話5246-9028

9 手続きの流れ

○申請前に事前相談をお願いいたします。

事前相談方法につきましては、区 HP(右記二次元コード)をご覧ください。



事前相談は、予約制かつ窓口で実施しているため、予約無しの事前相談はできません。

また、オンラインや電話等のみの事前相談も行っておりませんので、必ず予約の上、一度ご来庁ください。

○承認申請 調査実施前に、下記①及び⑥を住宅課へ提出してください。(窓口又は郵送)
賃貸マンションの場合は、②も提出してください。

※1破線枠の資料の提出方法については、住宅課の担当者より連絡いたします。
また、原則としてデータでの提出となっています。

【分譲マンション】

- ①マンション計画修繕調査費助成承認申請書(区HPよりダウンロード可能)
- ※1 ②管理規約の写し(戸数や専用面積の記載があるもの)※無い場合要問合せ
- ③調査の実施及び調査費を決議した際の総会の議案書及び議事録の写し
- ④直近の総会で決議された予算書及び決算書の写し(決議されたことがわかる書類(議案書及び議事録))
- ⑤調査見積書(調査項目・内訳も記載)の写し
- ⑥委任状※申請者でない者が申請手続きを行う場合

※押印には、管理組合法人として登記していない管理組合の場合は、理事長の個人印(スタンプ式不可)を、管理組合法人として登記している管理組合の場合は、登記時の印鑑をご使用ください。

※申請手続きを申請者ではない方が行う場合、委任状が必要になります。区 HP よりダウンロード可能。

【賃貸マンション】

- ①マンション計画修繕調査費助成承認申請書
- ②住民税または法人税の納税証明書(共有名義や区分所有の場合は所有者全員分)
- ※1 ③調査見積書(調査項目・内訳も記載)の写し
- ④マンション全体の登記事項証明書の写し(3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑤所有する賃貸住宅の検査済証又は確認済証の写し
- ⑥委任状※申請者でない者が申請手続きを行う場合

○承認審査 申込書類の審査(2週間程度)を行い、承認の場合は、承認通知書をお送りします。
※審査結果が出るまで、調査は実施しないでください。

○調査実施 承認後(承認通知日以降)すみやかに調査を開始してください。

○交付申請 調査完了後、すみやかに住宅課へ完了報告及び助成金の交付申請をしてください。
(2月末締切) 下記①及び②は紙書類で、③～⑤については、データで住宅課まで提出してください。

- ①マンション計画修繕調査完了報告書 ※2
- ②マンション計画修繕調査費助成金交付申請書 ※2
- ③業者の調査報告書の写し(カラー版)※データ容量 8MB 以内
- ④調査費請求書の写し(請求項目・内訳が判るもの(申し込み時に提出した見積書と照合できるもの))
- ⑤調査費領収書の写し又は調査費の支払いが証明できるもの
- (①・②は承認通知時に郵送します。)

※2承認時の理事長から変更がある場合、追加の提出書類がありますので、住宅課へご連絡ください。

○決定審査 助成金交付決定についての審査(2週間程度)を行い、交付決定の場合は、「交付決定通知書」、「マンション計画修繕調査費助成金請求書」及び「支払金口座振替依頼書」をお送りします。
口座振替依頼書等の押印は承認時と同様の印鑑です。

○請求書等の提出 「マンション計画修繕調査費助成金請求書」と「支払金口座振替依頼書」を提出してください。

○助成金振込み 指定の口座(申請者名義)へ振り込みます。